

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年7月1日

【会社名】 株式会社ゼンショーホールディングス

【英訳名】 ZENSHO HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 小川 洋平

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目18番1号

【電話番号】 03-6833-1600

【事務連絡者氏名】 最高財務責任者 執行役員 グループ経本部長 丹羽 清彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目18番1号

【電話番号】 03-6833-1600

【事務連絡者氏名】 最高財務責任者 執行役員 グループ経本部長 丹羽 清彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2025年6月27日開催の当社第43回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件（社債型種類株式の発行を可能とする変更）

※本議案は普通株主様による種類株主総会の議案を兼ねております。

第2号議案 定款一部変更の件（株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小川賢太郎、小川洋平、野々下信也、平野誠、小川一政、伊東千秋、安藤隆春、山名昌衛及び永妻玲子を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、渡辺秀雄、宮嶋之雄、金子健一及び丸山寿を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬に係る報酬額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）とする。なお、当該報酬額には、使用人としての給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の金銭報酬に係る報酬額改定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額200百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	1,223,889	5,389	115	(注)1	可決 (98.36%)
第2号議案	1,224,932	4,350	115	(注)1	可決 (98.44%)
第3号議案				(注)2	
小川 賢太郎	1,156,224	73,039	105		可決 (92.93%)
小川 洋平	1,201,335	27,931	105		可決 (96.55%)
野々下 信也	1,218,817	10,460	105		可決 (97.95%)
平野 誠	1,218,911	10,366	105		可決 (97.96%)
小川 一政	1,218,865	10,412	105		可決 (97.96%)
伊東 千秋	1,212,635	16,640	105		可決 (97.46%)
安藤 隆春	1,120,310	108,966	105		可決 (90.04%)
山名 昌衛	1,218,804	10,473	105		可決 (97.95%)
永妻 玲子	1,219,426	9,851	105		可決 (98.00%)
第4号議案				(注)2	
渡辺 秀雄	1,011,701	217,588	105		可決 (81.31%)
宮嶋 之雄	1,219,086	10,206	105		可決 (97.97%)
金子 健一	1,161,629	67,656	105		可決 (93.36%)
丸山 寿	1,219,899	9,393	105		可決 (98.04%)
第5号議案	1,219,112	10,084	178	(注)3	可決 (97.98%)
第6号議案	1,219,089	10,113	178	(注)3	可決 (97.98%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。